

特殊車両の通行許可申請について

京都府中丹西土木事務所 施設保全課

特殊車両の通行に当たっては許可が必要です。申請に必要な書類等は下記のとおりです。

制度の詳細については[国土交通省近畿地方整備局のホームページ](#)を参照してください。

記

1 申請窓口について

- ・通行する道路の道路管理者に申請してください（通行経路が2以上の道路管理者の管理する道路に係る申請の場合はそのいずれかの道路管理者（ただし、指定市以外の市町村を除く）

2 必要書類及び提出物について（①～⑦は各2部提出）

- ①特殊車両通行許可（認定）申請書
- ②車両内訳書（包括申請（2台以上）の場合のみ）
- ③車両の諸元に関する説明書
- ④通行経路表
- ⑤通行経路図
- ⑥自動車検査証の写し
- ⑦その他道路管理者が必要と認めるもの
 - ・超寸法車両の場合は「理由書」「軌跡図」「通行計画書」
 - ・新規開発車両の場合は新規開発車両設計製作基準適合証明書の写し
- ⑧CD-R（USBメモリは使用できません）
（国土交通省の[特車ポータルサイト](https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/)（<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>）で作成した申請データが入ったもの）

3 申請手数料について

- ・通行経路が2以上の道路管理者の管理する道路に係る申請の場合、申請手数料が必要です（京都府が管理する道路のみを通行する場合は、手数料は不要）
- ・申請手数料＝申請車両台数×手数料対象経路数×200円
手数料対象経路数：片道を1件、往復を2件として数えます。
- ・新規格車の場合、高速自動車道及び重さ指定道路を除いた区間の道路管理者が2以上になる場合に手数料が必要になります。

4 許可書の受け取りについて

- ・許可書ができましたらご連絡しますので、来所のうえお受け取りください。
なお、郵送を希望される場合は、必要分の切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒に提出してください。